

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認滋賀地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 1 件

厚生年金関係 1 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 9 件

国民年金関係 5 件

厚生年金関係 4 件

滋賀厚生年金 事案 704

第1 委員会の結論

事業主は、申立期間に係る厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく申出を行ったと認められ、申立期間の保険料徴収が免除されることから、申立人のA社における申立期間の標準賞与額に係る記録を38万8,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年6月10日
平成16年6月の賞与明細のとおり、賞与から厚生年金保険料が引かれているが、「ねんきん定期便」には記載されていないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与明細書により、申立人は、平成16年6月10日に同社から賞与の支払いを受けていることが確認できる。

また、オンライン記録により、事業主は、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づき、育児休業期間中の厚生年金保険料徴収に係る免除の申出を行っていることが確認できる。

一方、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づき事業主から免除の申出があった場合は、育児休業期間中の標準賞与額に係る保険料については、徴収が行われないことから、たとえ、申立期間当時に申立期間の厚生年金保険被保険者賞与支払届が提出されていない場合であっても、申立人に係る申立期間の標準賞与額については、年金額の計算の基礎とすべきものと考えられる。

以上のことから、申立期間の標準賞与額については、事業主から提出された賞与明細書において確認できる賞与支給額から、38万8,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の平成13年2月及び13年6月から同年8月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成13年2月
② 平成13年6月から同年8月まで

国民年金保険料の納付状況を照会したところ、申立期間①及び②について、納付事実が確認できないとの回答があった。しかし、申立期間については、会社を辞めた時点で、国民年金の加入手続を行い、保険料を納付した記憶があるので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する年金手帳の「国民年金の記録」欄には、申立期間①前の資格喪失日が平成10年12月16日、申立期間②後の資格取得日が13年12月29日と記載されているが、申立期間①及び②の記載は無く、これらはオンライン記録と一致する。

また、申立人は、「会社を辞めた時点で、国民年金の加入手続を行い、保険料を納付した記憶がある。」と主張しているが、オンライン記録には、A社を退職した翌日の平成13年2月1日を（国民年金への加入）勸奨事象発生年月日として14年8月27日に、B社を退職した翌日の同年6月23日を（国民年金への加入）勸奨事象発生年月日として15年2月25日に、それぞれC社会保険事務所（当時）において、未加入期間についての国民年金適用勸奨を行った記録が確認できることから、申立期間①及び②については、国民年金の未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することができない。

さらに、申立人は、コンビニエンスストアにおいて国民年金保険料を納付していたと主張しているが、コンビニエンスストアでの国民年金保険料の納付が可能になったのは、平成16年2月以降であり、申立期間①及び②については、同方法による納付はできない。

加えて、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人が、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していた

ことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年4月から同年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和52年4月から同年10月まで
昭和52年9月ごろ、離職証明書を持参して、A町役場に行き、国民年金の加入手続をして保険料を一括で現金納付した。
申立期間が未加入となっていることに納得できないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職した数か月後に国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料をさかのぼって納付したと主張しているが、申立期間は、申立人の夫が共済組合に加入していることから、申立人は、国民年金の任意加入の対象となる期間となり、制度上、さかのぼって国民年金に加入することができない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和52年12月1日に払い出され、同年11月7日に任意加入被保険者資格を取得していることが確認でき、申立人が所持する年金手帳の「初めて被保険者となった日」欄にも、「昭和52年11月7日」と記載されていることから、申立期間は未加入期間であり、制度上、保険料を納付することはできず、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月から50年3月まで

A社を退職し、B社に就職するまで、父親が私の国民年金の加入手続をし、母親が保険料を納付してくれていたため、未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人は、申立人の父親が国民年金の加入手続をし、母親が国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和53年7月15日に申立人の妻と共に連番で払い出され、同年6月1日にさかのぼって被保険者資格が取得されていることが確認できるほか、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、申立期間は未加入期間であり、制度上、当該期間の保険料を納付することはできない。

また、申立人自身は国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関与していない上、申立人の国民年金の加入手続をして保険料を納付していたとする申立人の両親は既に死亡しているため、申立期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

さらに、申立人の母親が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年7月から58年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年7月から58年1月まで

昭和57年7月に会社を退職後、健康保険は任意継続し、国民年金はA町役場B課に届出をした。妻が同町役場に勤務していたため、退職証明書と印鑑を持参の上、手続を済ませた。届出の際、国民年金の納付書を受け取ったので、同町役場の中にあるC銀行A支店役場出張所で納付したと思う。

会社を辞めたら国民年金の手続をしなければならないことは承知していたため、届出忘れは無い。現に、その後の平成13年4月の退職時も手続ができており、申立期間についても保険料を納付していると思うので、未加入とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和57年7月に会社を退職後、健康保険は任意継続し、国民年金は、当時A町役場に勤務していた妻が、退職証明書と印鑑を持参の上、手続を済ませた。」と主張している。

しかしながら、平成9年1月の基礎年金番号の導入以前に国民年金に加入した場合は、国民年金手帳記号番号が払い出されることになるが、国民年金手帳記号番号払出簿検索システム及びオンライン記録の氏名索引により調査しても申立人に対して同記号番号が払い出された形跡がうかがえないことから、申立期間は未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年7月から平成3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年7月から平成3年3月まで

私が大学生であった昭和61年ごろ、A県内に住んでいたが、B県C市に住んでいた母から電話があり、私が国民年金に加入していないことを告げると、母が、「こちらでさかのぼって払っておく、今後の分についてもこちらで払っておく。」と言ったことを覚えている。

母は、平成13年に他界したため、母の身の回りの物を処分しており、領収書などは無いが、母が私のためにしてくれたことが無駄にならないようにと思うので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母親が申立人の国民年金保険料を納付してくれたと申し立てているが、申立人の母親は当時C市に住んでおり、申立人とは住所地が異なるため申立てどおりの保険料納付は考え難い。

また、申立期間は国民年金の任意加入対象期間であることから、20歳にさかのぼって被保険者資格を取得することはできない上、申立人に対し国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡は無いことから、申立期間は未加入期間であり、制度上、保険料を納付することはできない。

さらに、申立人自身は申立期間の保険料の納付に関与しておらず、申立人の母親は既に死亡しているため、申立期間当時の加入状況、保険料の納付状況等が不明であり、ほかに申立人の母親が国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 10 月から 50 年 9 月 20 日まで
昭和 49 年 9 月に A 社を退職後、すぐに B 社に勤務した。同社では健康保険証もすぐに交付されたと思う。仕事は運転手で、主に鉄骨の現場配送をしていた。確かに勤務していたので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、同僚の証言及び雇用保険の記録から、申立人が B 社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、B 社は、当時の資料を保存していないため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入の有無については不明であると回答している。

また、B 社が加盟している C 健康保険組合及び D 厚生年金基金における申立人の被保険者記録は、いずれも厚生年金保険の記録と一致していることが確認できる。

さらに、当時の同僚は、「当時、乗務員は入れ替わりが激しく、仕事が続くかどうか様子を見る期間があり、すぐには厚生年金保険に入れなかった。自分も半年か 1 年くらいしてから厚生年金保険に加入した。」と証言している。

加えて、健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、申立期間において、申立人の氏名は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

滋賀厚生年金 事案 706

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 明治 45 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 3 月 30 日から 42 年 4 月 1 日まで
申立人は、A社に継続して勤務していたはずであるが、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。

保険料控除の事実を確認できる給与明細書等の資料は無いが、申立期間ごろに長男が同社のBを配達していたことから、間違いなく勤務していたと思われるので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人は、申立期間直前の期間にA社において、申立期間直後の期間にその継続事業所である株式会社Aにおいて、それぞれ厚生年金保険の被保険者記録が確認できるところ、申立人の長男の証言から、申立人が申立期間を含め当該両事業所に継続して勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、A社は、昭和 37 年 3 月 30 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなり、その後、株式会社A社が、42 年 4 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっていることから、いずれの事業所も申立期間は適用事業所であった記録が確認できない。

また、申立期間当時の事業主及び同僚は既に死亡しており、現在の事業主に照会したが、申立人の申立期間における厚生年金保険の取扱いについて確認できる関連資料や証言を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和21年2月6日から27年4月18日まで
② 昭和29年9月16日から30年12月10日まで
③ 昭和30年12月10日から31年3月15日まで
④ 昭和31年6月15日から34年2月21日まで

昭和62年ごろ、A社会保険事務所（当時）において、申立期間の脱退手当金が支払われていると言われたが、受け取った覚えは無いので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者名簿には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金の支給額は、法定支給額とほぼ一致しているほか、厚生年金保険被保険者台帳には脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を、厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人の脱退手当金は昭和35年2月26日に支給決定がなされているが、当時は通算年金制度創設前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金は受給できなかったものであるから、申立期間の事業所を退職後、37年7月まで厚生年金保険への加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえない。

なお、脱退手当金の支給決定日より前に、未請求となっている厚生年金保険被保険者期間があるが、同期間は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者記号番号とは、別の記号番号で管理されており、当時、請求者からの申出が無い場合、別番号で管理されている被保険者期間を把握することは困難であったこと

を踏まえると、支給記録に不自然さはいかたがえなない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受領していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを含め総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

滋賀厚生年金 事案 708

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 11 月から 32 年 6 月まで

私は、兄の紹介により昭和 30 年の冬ごろに A 社に入社し、32 年 6 月に退職するまで勤務していた。B 炭鉱の下請会社であり、坑内員として作業に従事し、厚生年金保険にも加入していたと思うので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が A 社に勤務するに至った経緯、当時の上司の名前等を具体的に覚えていることから、勤務期間は特定できないものの、申立人が当該事業所に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、オンライン記録によると、A 社は、昭和 31 年 8 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間のうち、同日前の期間において適用事業所であった記録は確認できない。

また、申立人は、「兄が先に A 社に勤務していたので、兄の紹介で入社し、同じ仕事をしていた。」と供述しているが、申立人の兄についても、申立人と同様、A 社での厚生年金保険の被保険者記録が無い。

さらに、当時の複数の同僚に照会したが、申立人のことを知っている者はおらず、このうちの 1 人は、「B 炭鉱内で勤務していた坑内作業員は、従業員の身分ではなく、請負契約で働いていた。会社は、坑内を掘削した距離数に応じて請負金額を支払っていた。」と証言していることから、申立人も当該同僚と同様に、勤務形態が請負であった可能性がうかがわれる。

加えて、A 社は、昭和 37 年 11 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主及び経理責任者も既に死亡しているため、申立人の厚生年金保険の加入状況及び保険料控除について確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。